

## キ 病状悪化等による緊急時の対応

- 病状悪化等による緊急時の対応方法については、ケア会議等の場合であらかじめ協議して定めておくほか、対象者及びその家族等の関係者に対し、その対応方法についてあらかじめ説明しておく。
- 対象者の病状悪化等が認められた場合には、あらかじめ協議していた対応方法に基づき、まず、精神保健福祉法に基づく入院を適切に行い、一定期間、病状の改善状況を確認する。この入院が行われた場合には、保護者や関係機関は、その旨を速やかに保護観察所に連絡する。
- 保護観察所は、病状の改善状況等について入院先の医療機関や指定医療機関の意見を聴き、病状の変化が危機的で、精神保健福祉法に基づく入院による適切な介入や治療によっても短期間では病状が改善されないと判断されるような場合には、必要に応じてケア会議を開催するなどして、入院申立て等の措置を講ずることについて、関係機関等との間で協議を行う。
- 指定医療機関は、保護観察所等の関係機関からの求めに応じ、対象者の病状が悪化した場合の対応、病状改善の見込み等について助言を行うものとする。
- 保護観察所は、緊急の対応を必要とする場合に備え、対象者の地域社会における処遇に関する地方厚生局、指定医療機関、都道府県・市町村等と、互いにその担当者の緊急連絡先を通知しておく。

## (4) 地域社会における処遇の終了等

### ア 本制度による処遇終了の申立て・期間満了

- 保護観察所は、本制度による処遇を終了することが相当と認めたとき若しくは指定通院医療機関から本制度による処遇を終了することが相当である旨の通知を受けたとき、又は通院期間の満了日の数ヶ月前（実際の期間は運営の細則において決定）に至ったときは、ケア会議を開催するなどして、関係機関等と協議し、必要があると認める場合は、処遇終了の申立てを行う。
- 指定通院医療機関は、処遇終了の申立てに関する意見書を作成し、保護観察所に提出する。
- 都道府県・市町村等は、処遇終了の申立てに関し、保護観察所に意見を述べることができる。